

写 令和5年第2回臨時会

(5月16日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和5年第2回益城町議会臨時会目次

○5月16日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
日程第1 仮議席の指定	5
日程第2 議長選挙	6
追加日程第1 会期の決定	9
追加日程第2 副議長の選挙	9
追加日程第3 議席の指定	11
追加日程第4 会議録署名議員の指名	11
追加日程第5 常任委員の選任	11
追加日程第6 議会運営委員の選任	12
追加日程第7 委員長、副委員長の互選の結果について	13
追加日程第8 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員の選挙	13
追加日程第9 御船地区衛生施設組合議会議員の選挙	14
追加日程第10 上益城広域連合議会議員の選挙	15
追加日程第11 益城町議会広報編集特別委員会の設置に関する決議	15
追加日程第12 益城町議会広報編集特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果について	16
追加日程第13 議案第34号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第9号）	17
追加日程第14 議案第35号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について	24
追加日程第15 議案第36号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	25
追加日程第16 議案第37号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号 益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改	

	正する条例の制定について	26
追加日程第17	議案第38号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第 1号）	28
追加日程第18	議案第39号 監査委員の選任同意について	30
追加日程第19	議員派遣の件	31
追加日程第20	閉会中の継続調査の件	31

5 月 16 日（火曜日）

令和5年第2回益城町議会臨時会会議録

1. 令和5年5月16日午前10時00分招集
2. 令和5年5月16日午前10時00分開会
3. 令和5年5月16日午後2時33分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 仮議席の指定 (議員の自己紹介)
 - 日程第2 議長の選挙
 - 追加日程第1 会期の決定
 - 追加日程第2 副議長の選挙
 - 追加日程第3 議席の指定
 - 追加日程第4 会議録署名議員の指名
 - 追加日程第5 常任委員の選任
 - 追加日程第6 議会運営委員の選任
 - 追加日程第7 委員長、副委員長の互選の結果について
 - 追加日程第8 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員の選挙
 - 追加日程第9 御船地区衛生施設組合議会議員の選挙
 - 追加日程第10 上益城広域連合議会議員の選挙
 - 追加日程第11 益城町議会広報編集特別委員会の設置に関する決議
 - 追加日程第12 益城町議会広報編集特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果について
 - 追加日程第13 議案第34号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第2号 令和4年度益城町一般会計補正予算(第9号)
 - 追加日程第14 議案第35号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第3号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 追加日程第15 議案第36号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第4号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 追加日程第16 議案第37号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第5号 益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 追加日程第17 議案第38号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第6号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第1号）

追加日程第18 議案第39号 監査委員の選任同意について

追加日程第19 議員派遣の件

追加日程第20 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（18名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 松本昭一君	8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君
13番 中村健二君	14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 榮正敏君	18番 中川公則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
政策審議監	清田聡美君	土木審議監	持田浩君
会計管理者	田上勝志君	総務課長	塘田仁君
新庁舎等建設課長	内村康成君	危機管理課長	岩本武継君
企画財政課長	山内裕文君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	竹林浩幸君	福祉課長	荒木薫君
福祉課審議員	吉住由美君	こども未来課長	吉川博文君
健康保険課長	松永昇君	産業振興課長	松本浩治君
都市計画課長	齊藤計介君	街路課長	石橋淳君
建設課長	村上康幸君	復興整備課長	水口清君
下水道課長	吉本秀一君	水道課長	山口拓郎君
学校教育課長	富永清徳君	生涯学習課長	中村康広君

開会・開議 午前10時00分

○議会事務局長（遠山伸也君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方には、御当選おめでとうございます。臨時議長が決まりますまで進行を務めさせ

ていただきます、議会事務局長の遠山です。よろしくお願ひします。着座にて、進めさせていただきます。

それでは、まず最初に西村町長より御挨拶をお願いいたします。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。

臨時会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、益城町議会議員一般選挙におきましてめでたく当選されましたことを、心からお喜びを申し上げます。また、本日、令和5年第2回益城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会は、新たに当選された議員の皆様による初めての議会であり、また、新しくなった庁舎の議場で行う最初の議会でもあります。民意を代表し民主主義の根幹を成す議会と私ども執行機関とは、よく車の両輪に例えられますように、それぞれの立場から議論を尽くしつつも、お互いに尊重し合い、町の復興のために共に歩んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、平成28年熊本地震の発生から7年が経過しました。本年は、新庁舎が完成し、県道4車線化事業の一部区間が供用開始されるなど、町が進める創造的復興、完全復興の大きな節目の年となりました。また、町内では、阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルの開業や、東海大学臨空キャンパスの開校など、まちのにぎわい創出につながる大きなチャンスが到来しております。

一方で、いまだ熊本地震の影響により仮住まいを余儀なくされておられる方々もおられ、町としては引き続き、最後の一人まで生活再建が果たされるよう寄り添ってまいります。

町に関わる多くの人とのつながりを大事にしながら、にぎわいのあるまち、わくわくするようなまちをつくり上げ、将来の世代にとって住み続けたいまちへと復興していけるよう、着実に一步一步、歩みを進めてまいりますので、議員各位におかれましては、格別の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議会事務局長（遠山伸也君） 次に、町執行部管理職の自己紹介を行います。なお、酒井教育長は公務のため欠席となりますので御報告いたします。

それでは、執行部の職員は、自席から順次、職、氏名等、簡単に自己紹介をお願いいたします。

○副町長（濱田義之君） 副町長の濱田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○政策審議監（清田聡美君） 今年度、熊本県から参りました政策審議監の清田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○土木審議監（持田 浩君） 土木審議監の持田と申します。土木審議監の職を拝命いたしまして6年目となりますが、今後も一生懸命頑張りますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課長の山内です。よろしくお願ひいたします。

○危機管理課長（岩本武継君） 危機管理課長の岩本と申します。よろしくお願ひいたします。

○建設課長（村上康幸君） 建設課長の村上です。2年目になります。どうぞよろしくお願ひい

たします。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課長の齊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○復興整備課長（水口 清君） 復興整備課長の水口です。よろしくお願ひいたします。

○街路課長（石橋 淳君） 街路課長の石橋です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○学校教育課長（富永清徳君） おはようございます。学校教育課長の富永です。今年1年目になります。よろしくお願ひします。

○生涯学習課長（中村康広君） 生涯学習課長の中村です。1年目になります。どうぞよろしくお願ひします。

○会計管理者（田上勝志君） 会計管理者の田上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○新庁舎等建設課長（内村康成君） 新庁舎等建設課長の内村です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○税務課長（坂井浩章君） 税務課長の坂井です。よろしくお願ひいたします。

○福祉課長（荒木 薫君） 福祉課長の荒木です。よろしくお願ひいたします。

○福祉課審議員（吉住由美君） 福祉課審議員の吉住です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○住民課長（竹林浩幸君） 住民課長の竹林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○こども未来課長（吉川博文君） こども未来課長の吉川です。よろしくお願ひします。

○健康保険課長（松永 昇君） 健康保険課長の松永です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○産業振興課長（松本浩治君） おはようございます。産業振興課長の松本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○下水道課長（吉本秀一君） 下水道課長の吉本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○水道課長（山口拓郎君） 水道課長の山口と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○議会事務局長（遠山伸也君） 執行部の自己紹介が終わりました。

次に、臨時議長を紹介します。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の渡辺議員を御紹介いたします。

渡辺議員、よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（渡辺誠男君） 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介いただきました渡辺でございます。

地方自治法の規定により、臨時に議長の職務を行います。

議事が円滑に進みますよう、議員各位の御協力をよろしくお願ひいたします。

開会前に、報道関係の方にお願ひします。議会が開会しましたら、テレビカメラは退出をお願ひいたします。また、会議中は、カメラ、携帯電話での撮影を禁止いたします。

本会議場内の皆様にお願ひいたします。携帯電話は電源を切るかマナーモードにお願ひします。

傍聴席の皆様をお願いいたします。傍聴人規則を守られますようお願いいたします。

それでは、本日の会議を始めます。

議員定数18名、出席者議員18名、令和5年第2回益城町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付しました議事日程に従い、会議を進めます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（渡辺誠男君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

事務局職員が名札の紙を剥がします。しばらくお待ちくださいませ。

次に、議員の自己紹介をお願いします。氏名、住所と簡単な自己紹介をお願いします。

1番議席から順にお願いします。

○仮1番（坂井金次郎君） 新しく議員になりました坂井金次郎と申します。住所は大字赤井、木崎でございます。荒帆神社の下に住んでいます。これから皆さんとともに益城町のために頑張りたいと思っています。よろしくをお願いいたします。

○仮2番（木村正史君） 2番木村です。2期目となります。飯野校区の西の端、東無田に住んでおります。東無田八幡宮の真横に住んでいます。若輩者ですけれども、よろしくをお願いいたします。

○仮3番（西山洋一君） おはようございます。3番西山洋一でございます。今回、2期目となります。出身は広安地区の馬水でございます。鉄砂川沿いに住まいを構えております。また、これからいろいろ提案もしていきますので、よろしくをお願いいたします。

○仮4番（上村幸輝君） おはようございます。3期目となります上村幸輝と申します。福田校区の出身であります。これまでと変わらずしっかりと頑張っまいますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○仮5番（富田徳弘君） おはようございます。5番富田でございます。飯野校区、砥川選出であります。将来を見据えた益城町のまちづくりと、町民の皆さんが安心していけるまちづくりを目指します。よろしくをお願いします。

○仮6番（下田利久雄君） おはようございます。6番下田利久雄です。津森出身です。3期目です。一生懸命頑張ります。よろしくをお願いします。

○仮7番（松本昭一君） おはようございます。7番松本昭一です。津森に住んでおります。行政区は北向でございます。皆さんと共にまちづくりのために頑張っまいます。よろしくをお願いいたします。

○仮8番（吉村建文君） 8番、公明党の吉村建文でございます。宮園に住んでおります。益城町の復興復旧に貢献できる議員になりたいというふうに思っております。皆さん、よろしくをお願いいたします。

○仮9番（榮 正敏君） 9番榮です。3期目です。福田校区でありまして、益城の一番山の中に住んでおります。そして、一番危険災害の多い地区におります。今後ともよろしく願います。

○仮10番（甲斐康之君） 日本共産党の甲斐康之でございます。3期目です。引き続き、町民の皆さんの声を議会へ届けてまいります。よろしく願います。

○仮11番（中川公則君） おはようございます。私は、木山校区の辻の城というところに住んでおります。今後とも一生懸命頑張っていきますので、よろしく願います。中川です。ありがとうございます。

○仮12番（野田祐士君） おはようございます。木山の野田です。どうぞよろしく願います。

○仮13番（宮崎金次君） おはようございます。4期生になりました宮崎です。出身は安永です。これまで、非常に執行部の皆さんには耳の痛いことを随分言ってきたかと思いますが、益城町の発展のため、今後も引き続き滅私奉公の精神をもって一生懸命議員活動をやらせていただきますので、よろしく願います。

○仮14番（坂田みはる君） おはようございます。14番坂田みはるでございます。広安校区、惣領に住んでおります。ただいま6期目になります。まだまだ勉強不足のところがたくさんある中で今回6期目を迎えさせていただきましたが、皆様方のお力をお借りしまして、まだまだこの後も頑張りたいと思っております。どうぞよろしく願います。

○仮15番（中村健二君） おはようございます。中村です。広安校区の外れのほうの小峯というところから出ております。6期目です。初心に戻って一からまた一生懸命頑張りたいと思いますので、どうかよろしく願います。

○仮16番（稲田忠則君） おはようございます。稲田でございます。広安の広崎に住んでおります。7期目です。益城町のさらなる創造的復興に向けて、執行部の皆さん方と議論を交わしながら、しっかり頑張っていきたいと思っております。

○仮18番（荒牧昭博君） おはようございます。荒牧です。惣領2町内に住んでおります。8期目です。よろしく願います。

○仮17番（渡辺誠男君） 最後になりましたが、渡辺でございます。よろしく願います。

○臨時議長（渡辺誠男君） 以上、議員の自己紹介が終わりました。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（渡辺誠男君） これより、議長選挙を行います。

執行部の皆さんは、一時退席をお願いいたします。

（執行部退席）

○臨時議長（渡辺誠男君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

(議場閉鎖)

○臨時議長(渡辺誠男君) 次に、立会人を指名します。

お諮りいたします。

益城町議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番坂井金次郎議員及び9番榮正敏議員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○臨時議長(渡辺誠男君) 異議なしと認めます。

よって、立会人2名、1番坂井金次郎議員、9番榮正敏議員を指名いたします。

投票用紙をお配りします。

(投票用紙の配付)

○臨時議長(渡辺誠男君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○臨時議長(渡辺誠男君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○臨時議長(渡辺誠男君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長の点呼に応じて投票をお願いします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長(遠山伸也君) では、記入のほうをお願いいたします。

よろしいでしょうか、記入のほうは。

それでは、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

1番坂井金次郎議員、2番木村正史議員、3番西山洋一議員、4番上村幸輝議員、5番富田徳弘議員、6番下田利久雄議員、7番松本昭一議員、8番吉村建文議員、9番榮正敏議員、10番甲斐康之議員、11番中川公則議員、12番野田祐士議員、13番宮崎金次議員、14番坂田みはる議員、15番中村健二議員、16番稲田忠則議員、18番荒牧昭博議員、最後に17番渡辺誠男議員。

以上、点呼を終わります。

○臨時議長(渡辺誠男君) 投票漏れはありませんか。

(なし)

○臨時議長(渡辺誠男君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番坂井金次郎議員、9 番榮正敏議員、立会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長(渡辺誠男君) 開票の結果を報告します。

投票総数18票、有効投票17票、無効投票1票です。有効投票のうち、中川議員7票、宮崎議員6票、坂田議員1票、吉村議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票、有効投票の4分の1です。したがって、中川議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開いてください。

(議場の閉鎖解除)

○臨時議長(渡辺誠男君) ただいま議長に当選されました中川議員が議長におられます。

会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

中川議員、御承諾願います。

○議長(中川公則君) はい、承諾します。

○臨時議長(渡辺誠男君) 中川議員が議長当選の挨拶をいたします。

議長が決定しましたので、臨時議長の職務を終了いたします。議長を交代します。御協力ありがとうございました。

○議長(中川公則君) おはようございます。議長就任に当たり一言御挨拶を申し上げます。

このたびの議長選挙におきまして、議員各位の御支持をいただき当選させていただきましたことは、誠に身に余る光栄であります。心より感謝を申し上げ、謹んでお受けしたいと存じます。

公平公正を旨に、活発で円滑な議会運営を目指し努力を尽くしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしく御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、議会の運営につきましては、議員のみでなし得るものではございません。町長をはじめ執行部の皆様におかれましても、どうぞ御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

益城町では、今現在も熊本地震による被害からの復興事業が着々と進められているところですが、本町が創造的復興を完全に遂げるためには、今後も引き続き執行部と議会が両輪となって、共にその役割をしっかりと果たしていかなければなりません。震災によって失われた美しいふるさとの姿や安らぎのある暮らしを取り戻したいとの町民の皆様の強い思いは、議会に対する大きな期待として表れてくるものであると、その責任を改めて感じているところであります。

災害復興をはじめ、環境問題や少子高齢化対策など、町政を取り巻く課題は多様化とともに山積しております。私は、益城町のさらなる発展と町民の皆様の安全安心な暮らしの実現に向け、当議会が持てる力を十分に発揮できるよう、全力を尽くしてまいります。

皆様方のお力添えを重ねてお願いを申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長(渡辺誠男君) 先ほどの開票結果を見違えまして、有効投票のうち中川議員が9票です。間違いましたことをお詫び申し上げます。

議長が決定しましたので、臨時議長の職務は終了いたしました。議長を交代いたします。御協力ありがとうございました。

中川議長、議長席にお着きください。お願いします。

追加日程第1 会期の決定

○議長（中川公則君） お諮りします。

会期の決定その他を日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

したがって、会期の決定その他を日程に追加し、議題にします。

追加日程第1、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

追加日程第2 副議長の選挙

○議長（中川公則君） 追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

（議場閉鎖）

○議長（中川公則君） ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に2番木村正史議員、10番甲斐康之議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

よって、立会人2名、2番木村正史議員、10番甲斐康之議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配付）

○議長（中川公則君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（中川公則君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長の点呼に応じて投票をお願いします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（遠山伸也君） 記入はよろしいでしょうか。

それでは、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

1番坂井金次郎議員、2番木村正史議員、3番西山洋一議員、4番上村幸輝議員、5番富田徳弘議員、6番下田利久雄議員、7番松本昭一議員、8番吉村建文議員、9番榮正敏議員、10番甲斐康之議員、12番野田祐士議員、13番宮崎金次議員、14番坂田みはる議員、15番中村健二議員、16番稲田忠則議員、17番渡辺誠男議員、18番荒牧昭博議員、最後に11番中川公則議長。

以上、点呼を終わります。

○議長（中川公則君） 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番木村正史議員、10番甲斐康之議員、立会いをお願いします。

(開票)

○議長（中川公則君） 開票の結果を報告します。

投票総数18票、有効投票17票。無効投票1票です。

有効投票のうち、榮議員9票、下田議員6票、吉村議員1票、宮崎議員1票、白票1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、榮議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場の閉鎖解除)

○議長（中川公則君） 先ほど、開票の結果を報告しましたが、白票は無効票の1票ですので、よろしくをお願いします。

ただいま副議長に当選された榮議員が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

榮議員。御承諾願えますか。

○副議長（榮 正敏君） はい、承諾します。

○議長（中川公則君） 榮議員が副議長当選の挨拶をいたします。

○副議長（榮 正敏君） 副議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまの選挙におきまして本町議会の副議長に選任されましたことは、大変光栄に存ずるとともに、その責任の重大さに身が引き締まる思いでございます。議長を支え、公正かつ円滑な議会運営に努めますとともに、議会改革の推進と活性化を図るため、また、益城町のさらなる発展のため、微力を尽くす覚悟でございます。どうか、今後とも皆様のさらなる御支援を賜りながら精いっぱい頑張っていきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

追加日程第3 議席の指定

○議長（中川公則君） 追加日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長が指定します。

議席番号と氏名を事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（遠山伸也君） それでは、議席番号と氏名を朗読いたします。

1番坂井金次郎議員、2番木村正史議員、3番西山洋一議員、4番上村幸輝議員、5番富田徳弘議員、6番下田利久雄議員、7番松本昭一議員、8番吉村建文議員、9番甲斐康之議員、10番野田祐士議員、11番宮崎金次議員、12番坂田みはる議員、13番中村健二議員、14番稲田忠則議員、15番渡辺誠男議員、16番荒牧昭博議員、17番榮正敏副議長、18番中川公則議長。

以上、朗読を終わります。

○議長（中川公則君） 以上のとおり議席を指定します。

ここで、暫時休憩いたします。11時5分から開会いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

追加日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、1番坂井金次郎議員、9番甲斐康之議員を指名します。

追加日程第5 常任委員の選任

○議長（中川公則君） 追加日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩し、常任委員長、副委員長の互選を行います。それぞれの委員会室は、総務常任委員会議員控室3、福祉常任委員会は第2委員会室、建設経済常任委員会は第3委員会室で、正副委員長の互選をお願いします。

総務常任委員会は議員控室3です。

なお、委員の互選に関する進行は年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

総務常任委員会は議員控室3、福祉常任委員会は第2委員会室、建設経済常任委員会は第3委員会室で、正副委員長の互選をお願いします。

それでは、11時20分から再開します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

追加日程第6 議会運営委員の選任

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。議会運営委員は第3委員会室で、委員長、副委員長の互選をお願いします。11時30分から再開します。

休憩 午前11時21分

追加日程第7 委員長、副委員長の互選の結果について

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第7、委員長、副委員長の互選結果について、互選の結果を報告します。

総務常任委員会委員長、上村議員。副委員長、西山議員。

福祉常任委員会委員長、吉村議員。副委員長、中村議員。

建設経済常任委員会委員長、松本議員。副委員長、野田議員。

議会運営委員会委員長、榮議員。副委員長、渡辺議員。

以上、報告を終わります。

追加日程第8 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（中川公則君） 追加日程第8、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員に、6番下田利久雄議員、16番荒牧昭博議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、6番下田利久雄議員、16番荒牧昭博議員を、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、6番下田利久雄議員、16番荒牧昭博議員が、益城、嘉島、

西原環境衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員に当選されました、6番下田利久雄議員、16番荒牧昭博議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

御承諾願います。

○6番（下田利久雄君） 承諾します。

○16番（荒牧昭博君） 承諾します。

追加日程第9 御船地区衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（中川公則君） 追加日程第9、御船地区衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えますので、これに御異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

御船地区衛生施設組合議会議員に、5番富田徳弘議員、13番中村健二議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、5番富田徳弘議員、13番中村健二議員を、御船地区衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、5番富田徳弘議員、13番中村健二議員が、御船地区衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、御船地区衛生施設組合議会議員に当選されました、5番富田徳弘議員、13番中村健二議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

御承諾願います。

○5番（富田徳弘君） 承諾します。

○13番（中村健二君） 承諾します。

追加日程第10 上益城広域連合議会議員の選挙

○議長（中川公則君） 追加日程第10、上益城広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

上益城広域連合議会議員に、10番野田祐士議員、及び、私、中川公則を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、10番野田祐士議員、及び、私、中川公則を上益城広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、10番野田祐士議員、及び、私、中川公則が上益城広域連合議会議員に当選しました。

ただいま上益城広域連合議会議員に当選されました10番野田祐士議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

御承諾願います。

○10番（野田祐士君） はい、承諾します。

追加日程第11 益城町議会広報編集特別委員会の設置に関する決議

○議長（中川公則君） 追加日程第11、益城町議会広報編集特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

お諮りします。

議会広報の発行について、6人の委員で構成する益城町議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

したがって、6人の委員で構成する益城町議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることに決定しました。

お諮りします。

益城町議会広報編集特別委員会の調査については、会議規則第43条第1項の規定により、令和9年4月29日までの4年間とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

したがって、益城町議会広報編集特別委員会の調査については、令和9年4月29日までとすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました益城町議会広報編集特別委員会の委員選任につきましては、委員会条例第5条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

したがって、益城町議会広報編集特別委員は、配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。11時50分から再開します。議会広報編集特別委員は、第3委員会室で委員長、副委員長の互選をお願いします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時50分

追加日程第12 益城町議会広報編集特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果について

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第12、益城町議会広報編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果について報告します。

益城町議会広報編集特別委員会の委員長、宮崎議員、副委員長、西山議員です。

以上、報告を終わります。

午前中はこれで終わります。午後の会議は1時30分から開くこととし、執行部の入場を認めます。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時30分

追加日程第13 議案第34号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第2号 令和4年度益城町一般会計補正予算（第9号）

○議長（中川公則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

追加日程第13、議案第34号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号令和4年度益城町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 本日、報告及び提案します案件は、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて5件、監査委員の選任同意について1件でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第34号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明を申し上げます。

令和4年度一般会計補正予算書1ページをお開きください。

専決第2号、一般会計補正予算（第9号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ8,858万5,000円減額し、総額を240億1,848万5,000円としております。

第2条で繰越明許費、第3条で地方債の補正を行い、3月31日に専決処分をしています。

7ページをお開きください。

第2表、繰越明許費で31事業を追加し、総額24億5,572万9,000円を令和5年度へ繰り越すものです。

事業ごとの金額や繰越し理由につきましては、本日、資料を机上配付しておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

9ページが地方債の補正で、事業費の確定などにより六つの事業を減額変更しています。

12ページから26ページまでが歳入予算で、国、県支出金の交付決定や決算見込みなどによる増減の補正です。主なものとしましては、町税、地方消費税交付金及び特別交付税を増額補正し、基金繰入金を減額補正しています。

27ページから55ページまでが歳出予算で、歳出予算につきましては予備費を除く全ての項目で減額補正となっており、決算見込みによる不用額や入札差金などによるものです。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（中川公則君） 議案第34号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 4番の上村です。

まず、7ページの繰越明許費、この中からまず1点。2款の総務費1項総務管理費、事業名として小池竜田線防犯灯整備事業、これが繰越明許費として計上されております。これの内訳を見

れば、小池竜田線防犯灯整備事業5,752万2,000円、これが、設計変更により道路管理者との協議に不測の期間を要したためというふうに繰越し理由が書いてあるわけですが、たしか、この事業の予算というものは、昨年9月議会か何かで補正予算として組まれたものかと思います。そのときには、たしか4,000万円をちょっと超えているぐらいの金額だったのではないかと思っっているんですが、今回繰越しは5,755万2,000円ということで、当時伺っておりましたのが、資材の高騰でちょっと予算の折り合いがつかないというふうに伺っておりました。この5,755万2,000円については、予算、資材の高騰に対応した分で組んだものを繰り越してあるのかどうなのか、それを1点お願いします。

それと、36ページ、4款衛生費1項保健衛生費、この中の2目予防費で、節が12節委託料、この中で、子ども4種混合定期予防接種業務委託料が5,650万円減額されております。これは、当初予算では1億3,300万円程度組まれていたものかと思います。この減額の理由というものが何なのか。コロナにより接種数が減ったのか、それとも子どもの出生率がそれだけ下がっていることなのか、それについてちょっと内訳を教えてくださいたいと思います。

以上2点です。

○議長（中川公則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 危機管理課長の岩本です。よろしく申し上げます。4番上村議員の御質問の繰越し明許費、防犯灯に係る小池竜田線防犯灯整備事業費についてお答えをします。

昨年度の補正予算で5,000数百万円については、物価高騰分も含んだところで計上をしておりました。その後、それに基づきまして、道路管理者である熊本県と協議を行い、設置位置等を協議してまいりました。ところが、設計に基づいて設置位置とかを決めたんですけれども、途中、交差点とかで、熊本県さんが設置する部分があったり、町がもともとつけたところがあったりで、近過ぎたりとか離れ過ぎたりといった事案が設計後に発覚しましたもので、発覚というか、分かったものですから、その調整をやって、もう1回設置の設計変更を行ったところです。

そういったことがありましたものですから、昨年度補正予算を上げたんですけれども、工事までなかなか施工することができずに、予算を繰り越した上で、令和5年度において施工を行うということでやっております。

以上です。

○議長（中川公則君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永昇君） 健康保険課の松永です。4番上村議員の御質問についてお答えいたします。

議案第34号、専決第2号、令和4年度益城町一般会計補正予算（第9号）中36ページ、4款1項2目12節委託料、子ども4種混合等定期予防接種業務委託料についてですけれども、なぜ減っているのかと。単純に言えば接種者数が減ったんですけれども、コロナの影響も多少あるかとは思いますが、あと、出生者数につきまして詳しい資料がちょっと手元にないものですから、後ほどお答えしてよろしいですか。

○4番（上村幸輝君） はい。

○健康保険課長（松永 昇君） すみません。よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（中川公則君） 4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 防犯灯については分かりました。

この事業については、昨年の年末、電気屋さんの会合の中で、西村町長が、分けて発注して町内業者さんもとれるように配慮したいということをおっしゃっていたようなので、ぜひともその方向でお願いします。

それと、子ども4種混合定期接種業務の委託料については、この4種混合というのは定期接種になるわけですね。12か月以内に3回ぐらい打たんといかんということですね。任意のやつですか。任意ではない。であれば、純粋にそれだけ数が減っているんですかね。例えば、本人がコロナとかそういうので受けたくないということであれば、それが可能なのかどうなのか、ちょっとそれをもう1回お願いします。

○議長（中川公則君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永 昇君） 4番上村議員の2回目の質問についてお答えいたします。4種混合ワクチンにつきましては、百日ぜき、ジフテリア、破傷風、ポリオを予防するもので、定期接種が実施されております。

標準的な接種年齢は、第1期は生後2か月から12か月の期間に、20日か56日までの間隔を置いて3回接種することになっております。

追加接種につきましては、第1期の接種を行ってから、標準的には12か月から18か月において間隔を置いて1回接種することになっております。また、この時期を過ぎましても、7歳6か月間までは定期接種が可能です。

以上でございます。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。

以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 11番宮崎です。

私は、議案第34号、専決第2号、令和4年度益城町一般会計補正予算第9号について、3点お伺いをします。

まず1点目は、3ページ、21款繰入金について。今回基金繰入金を4億3,572万6,000円減額されておりますけれども、令和5年度の当初の予算では29億7,637万1,000円を一般会計に繰入れをされております。そこで、今回減額されたやつを含めて、現在の財政調整基金、減債基金、及び公共施設整備基金、つまり、財政調整3基金、これの現況について、現在額について教えていただきたいと思っております。これが1点目。

それから2点目は、同じく4ページ、24款町債の項で、今回、1億3,170万円が減額となり、50億7,770万円となっておりますけれども、令和4年度の当初の予算では約43億4,750万円でした。つまり、年度末、今回補正をされたと言いながらも、約7億円の町債が増加をしています。この7億円の増加の要因について教えていただきたいと思います。

続いて3点目は、7ページの繰越明許費のことでございますけれども、先ほど机に配付された益城町繰越明許費繰越理由書がございまして、これを読ませていただきました。大体中身は分かるんですが、この中で二つだけちょっと質問をさせていただきます。

このページの一番最後です。教育費の中の保健体育費、1番下と2番目です。総合運動公園北側の調整池の整備事業これが繰り越されているんですが、この理由が、事前に排水ポンプ、電気制御盤の点検復旧が必要となったためということと、その下のところも同じように、総合運動公園の情報通信回線強化事業の中の、効果的な公共施設活用や備品購入を検討するため必要となったためと、こういう理由があるんですが、これの細部についてちょっと教えていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。11番宮崎議員の御質問にお答えをいたします。

基金繰入金の財政調整3基金の現状についてになりますけれども、基金繰入金につきましては、令和4年度、今回の補正予算で財政調整基金につきましてはほとんど減額をしております、基金繰入金はない状況になっております。令和4年度末の見込みは、27億円程度の予定です。それに加えて、減債基金につきましてはグリーンニューディール基金で災害廃棄物処理の基金としていただいたものを持ってありますし、災害公営住宅の家賃低廉化の補助等を積み立てて基金として持ってありますので、それを加えますと40億円程度の令和4年度末の残高となります。

令和5年度の当初予算で、財政調整用基金の3基金につきましては16億9,000万円の繰入れをしておりますので、現在の3基金の27億円から17億円程度引いた10億円から11億円程度が残高、それから、減債基金の二つの災害廃棄物と公営住宅の維持管理まで含めると、27億円程度が現在の残高となります。

二つ目の、町債が令和4年度の当初から今回の専決まで7億円程度増えているが、その要因は何かという御質問につきましては、令和4年度につきましては、4月に町長選挙があった関係で、当初予算につきましては骨格予算で編成をさせていただいております。そのため、6月補正で肉付け予算を計上した関係で、その肉付け関係の分で増額となったのが一つと、あとは国の補正予算が令和4年度もありましたので、財政支援が手厚い国の補正予算を活用するような街路事業とか、小中学校の長寿命化の事業とか、そういうものを3月に補正をしておりますので、それを財源としたものが増えていると。その2点が増加の主な要因となっております。

以上です。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 生涯学習課の中村です。11番宮崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第34号、専決第2号、令和4年度益城町一般会計補正予算（第9号）の8ページ、10款教育費7項保健体育費の総合運動公園北側調整池整備事業繰越明許費の1,163万3,000円についての御質問かと思えます。

総合運動公園北側調整池につきましては、令和4年度に土砂浚渫とコンクリート舗装工事等を予定しておりましたが、調整池に設置してありますポンプの電気制御盤が、熊本地震における総合体育館の撤去に伴い、水道施設、下水道施設とともに撤去されていることが判明しました。総合体育館北側調整池では、大雨時に水位が上がると排水ポンプが自動運転を行い、雨水等の流入における排水の自動調整が行われますが、そのためにはポンプ及び電気制御盤の設置が必要となります。土砂浚渫とコンクリート舗装工事を実施する前に、ポンプ及び電気制御盤の復旧が必要となるため、本工事の繰越しを行い、先行して点検及び復旧を行うものです。

次に、10款教育費、7項保健体育費、総合体育館情報通信回線強化事業繰越明許費381万3,000円について、御説明をさせていただきます。

令和4年度ふるさと納税を活用して、総合体育館内の情報通信回線強化を目的に、eスポーツやリモート通信等で利用できるよう、必要最低限の工事として、回線のつながっていなかった選手控室1・2の通信回線新設を実施しました。しかし、今後、様々なeスポーツイベントが開催できるように専門家と協議を行い、施設内での活用方法や備品購入を含め検討をしていくために、繰越しを行うものです。

以上です。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 1回目の答弁、ありがとうございます。

基金につきましてはよく分かりました。ともかく、令和5年度は年度当初にかなり基金を繰り入れているものですから、残ったのがどれくらいかなと若干心配で質問したんですが、例年に近いぐらい大体残っているみたいなので安心をいたしました。

それから、2点目の町債については二つの理由があって、今るる説明をしていただいたんですが、特に3月の補正で、街路事業とかその他の工事が一挙に増えた関係で町債が増えたという理由でございました。増えるのは多少はしょうがないんですが、これも計画的に返済との兼ね合いをよく見ながら増やしていかなければいけないというふうに思いますので、どうぞよろしく願いをします。

それから3番目の質問なんですが、3番目の繰越しなんですが、今、特に保健体育費のところだけ、ちょっと私、取り出して質問をしたんですが、町民の人から、町の工事で、少し、期限というか期間というか、これがなかなか守られてないものがあるんじゃないかという声がちょくちょく聞こえてきます。いろんな理由がありますよね。国の補正予算がたまたま年度末に来たとか、

そういうのは本当にやむを得ない話なんですけど、1回、いつからいつまで工事をするのかを町民の人に明示して、その期間内に終わらないで延びているものについて、多分町民の人から声がかかっていると思いますので、ぜひ、工事の期間というのはなるべく守らせるようにやる。それから、どうしてもそれが守られないときは、やっぱり町民の方に広報をすると、そして誤解を生じないようにすると、これだけはよくお願いをしたいということで、この繰越しのところで皆さんにお願いしようと思って質問しました。

以上です。私の質問を終わります。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

13番中村議員。

○13番（中村健二君） 13番中村です。

議案第34号、専決2号、益城町一般会計補正予算の中から1点だけちょっとお伺いします。

43ページ、7款1項4目の12節委託料についてですが、産業用地基本設計業務委託料が6,551万円の減額になっておりますが、これは令和4年の当初予算で1億1,800万円ぐらいの予算が組んであったと思います。減額があまりにも大きいものですから、この減額の理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（中川公則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課長の松本でございます。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第34号、専決2号、令和4年度一般会計補正予算（第9号）の43ページ、7款1項4目企業誘致推進費の12節委託料、産業用地基本設計業務委託料の減額についてですけれども、こちらの理由といたしましては、競争入札の結果により、これだけの残額が出たといったところになるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中川公則君） 13番中村議員。

○13番（中村健二君） 入札の結果ということですが、最初に予算を組むときには1億2,000万円ぐらいの積算をして予算を組んだわけですね。ということは、町の予算の組み方にちょっと問題があるんじゃないですか。半分に減るなんていうのは、どういう積算をしてあったのか分かりませんが、内容が変更になったとかそういうことじゃないんでしょう。あまりにも減っているものですからどうなのかなと思って、その辺がちょっとですね。

それから、このその他の財源というのは復興基金か何かだったんですかね。何だったんですか、財源は、これは。今回、一般財源のほうから1,600万円ほど上げてありますけれども、もともとの財源は何だったんですか。

○議長（中川公則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課の松本でございます。13番中村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

財源についてということですが、こちらは町の一般財源となっております。
以上でございます。

(「一般財源」と呼ぶ者あり)

○産業振興課長(松本浩治君) はい、町の……。

(自席より発言する者あり)

○産業振興課長(松本浩治君) すみません、単費と……。ちょっと待ってください。

(自席より発言する者あり)

○産業振興課長(松本浩治君) はい、その他のところにありますね。

(自席より発言する者あり)

○産業振興課長(松本浩治君) すみません、ちょっとこちらのほうは確認してなかったんですけども、基本的に国補助等はありませんで、一般財源と、あと、何だったかな。

すみません、ちょっとこちらは確認してなかったんで。申し訳ございません。

(自席より発言する者あり)

○産業振興課長(松本浩治君) すみません。また、そこはちょっと確認してから連絡させてもらいます。すみません。

○議長(中川公則君) 山内企画財政課長。

○企画財政課長(山内裕文君) 13番中村議員の2回目の質問にお答えいたします。企画財政課の山内です。

財源のほうはその他の財源というふうになっておりますので、基金になっているところです。どの基金かというのは確認が必要ですが、基金には間違いはないということになります。

以上です。

○議長(中川公則君) 13番中村議員。

○13番(中村健二君) その他だから多分基金だろうと思ったんですが、どの基金かなと思って。ちょっとこれは調べてもらいたいと思います。

それから、やっぱり半分以上減額ということは、最初の予算を立てるときの見積り、積算はどぎゃんなったのか。その辺がある程度ですね。半分も落ちるようなことはあるのでは、もう少しその辺の見積りあたりをしっかりと出してもらいたいと思っております。

以上です。

○議長(中川公則君) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長(中川公則君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(中川公則君) 討論なしと認めます。

これから、議案第34号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号令和4年度益城町一般会計補正予算（第9号）」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 押し忘れはありませんか。ないですね。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第34号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号令和4年度益城町一般会計補正予算（第9号）」は、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第14 議案第35号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第3号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川公則君） 追加日程第14、議案第35号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第35号、専決第3号益城町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律などが令和5年3月31日に公布されたことに伴い、益城町税条例の一部を改正し専決処分を行いたいのので、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容ですが、まず、一つ目の主な税負担軽減措置などにつきましては、中小事業者などの生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置などの償却資産の導入に係る特例措置の創設、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の創設を行うものです。

次に、二つ目の車体課税につきましては、主に三つの改正点がございます。

1点目は、軽自動車の環境性能割の税率区分の見直しで、新型コロナウイルス感染症を背景とした半導体不足などの納車遅れ状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置くとともに、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げるものです。

2点目は、軽自動車の種別割のクリーン化特例の延長でございます。電気自動車などを取得した場合における現行の経過措置などにつきまして、適用期限を3年延長するものです。

3点目は、燃料・排ガス不正行為への対応でございます。不正により生じました納付不足額に

係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定につきまして、税制上の再発防止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合を、現行の10%から35%へ引き上げるものです。

次に、三つ目の納税環境整備につきましては、固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象を明確化するため、家屋の評価に必要な図面などを、納税義務者に加え当該家屋の施工業者などからも入手することができることを法令上明確化するものです。

また、ふるさと納税の地方公共団体の指定の取消しにつきまして、過去の指定対象期間における基準不適合などの事案にも対応できるよう、2年前まで遡って取消し事由とすることを可能とするものです。

最後に、四つ目の航空機燃料譲与税につきましては、航空機燃料税の軽減措置の税率見直し・延長に伴い、航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置につきまして、地方への譲与分が維持されるよう譲与割合を見直した上で、5年間延長するものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第35号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」をします。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 押し忘れはありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） なしと認め、締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第35号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第15 議案第36号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

**専決第4号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について**

○議長（中川公則君） 追加日程第15、議案第36号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第36号、専決第4号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令などが令和5年3月31日に公布されたことに伴い、益城町国民健康保険税条例の一部を改正し専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容は、高額医療費制度及び高額介護合算療養費制度におきまして、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定に関し、特例対象、被保険者などの属する世帯を対象として設けている特例につきまして、軽減措置の改正に伴う規定の整備などを行うものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第36号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 賛成全員です。したがって、議案第36号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第16 議案第37号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第5号 益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川公則君） 追加日程第16、議案第37号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第37号、専決第5号、益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法施行規則などの一部を改正する省令などが令和5年3月31日に公布されたことに伴い、益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正し専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

今回の改正内容は、第2条の課税の免除の対象施設の設置日につきまして、「基本計画の同意の日から令和5年3月31日」とあるのを、減収補填制度の期限が延長されたことに伴い、「令和7年3月31日まで」に改めるものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第37号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 11番宮崎です。

議案第37号、専決第5号、益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、1点お伺いします。

本条例改正は、国の地方自治法等の法律の改正に伴って改正されるものでありますけれども、減税であることから納税者から見れば大変ありがたいことだろうと思います。そこで質問として、本条例改正の恩恵を受ける対象者数及び減税総額は本町にとって1年間にどの程度になるのか教えていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 坂井税務課長。

○税務課長（坂井浩章君） 税務課の坂井です。11番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

この条例に基づく町の免税店の申請は何件あるのかということと、申請に伴う免税額は年間で

幾らかということについて、お答えいたします。

令和4年度の申請実績ですが、法人で4者の申請がございました。

免税額は合計で1,749万7,800円になります。

現在、令和5年度の申請を受け付けておりますけれども、まだ全部出そろっておりませんので今年度の免税額については未定でございますけれども、令和4年度の免税額に近い免税額になるのではないかと考えられます。

また、5社ぐらいから、この件について申請相談のほうが今上がっております。

以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） ありがとうございます。分かりました。

令和4年度が大体4社で1,749万円ぐらい減税された。今年度はまだこれからいろいろ申請が上がってくるということですが、今回の条例改正でそれくらい恩恵を受けるということで、よく分かりました。ありがとうございます。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 押し忘れはありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） なしと認め、締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第37号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第17 議案第38号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第6号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第1号）

○議長（中川公則君） 追加日程第17、議案第38号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号令和5年度益城町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第38号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明を申し上げます。

令和5年度一般会計補正予算書1ページをお開きください。

専決第6号、一般会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出それぞれ3,424万3,000円増額し、総額を216億6,595万2,000円とし、5月2日に専決処分をしております。

7ページをお開きください。

3款民生費の社会福祉費では、燃料費の高騰などによりタクシー価格が改定されるなど、生活者への影響が及ぶ中、高齢者などの交通弱者への影響を緩和するため、タクシー券2,000円分を追加配布する事業費を計上。また、民生費の児童福祉費では、食費などの物価高騰に直面し影響を受けている低所得の子育て世帯に対し生活支援を行うことを目的に、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業が創設されましたので、特別給付金などの事業費を計上しています。

財源につきましては、いずれも全額が国・県支出金となっています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第38号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これから、議案38号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号令和5年度益城町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 押し忘れはありますか。

（なし）

○議長（中川公則君） なしと認め、締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第38号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号令和5年度益城町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第18 議案第39号 監査委員の選任同意について

○議長（中川公則君） 追加日程第18、議案第39号「監査委員の選任同意について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、4番上村幸輝議員の退席を求めます。

（上村議員退席）

○議長（中川公則君） 提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第39号、益城町監査委員の選任同意について御説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第196条の規定により、議員のうちから選出する監査委員として、上村幸輝議員を提案するものでございます。

上村幸輝議員につきましては、私が申し上げるまでもなく皆さん御存じのとおりの方で、議員のうちから選出する監査委員として最適任者と思い、今回提案するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これから、追加日程第18、議案第39号「監査委員の選任同意について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 押し忘れはありますか。

（なし）

○議長（中川公則君） 賛成全員です。したがって、議案第39号「監査委員の選任同意について」は、同意することに決定しました。

4番上村幸輝議員の入場を許します。

（上村議員入場）

追加日程第19 議員派遣の件

○議長（中川公則君） 追加日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定しました。

追加日程第20 閉会中の継続調査の件

○議長（中川公則君） 追加日程第20、閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本臨時会の案件は全て議了されました。御協力いただき、誠にありがとうございました。

令和5年第2回益城町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後2時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

臨時議長

署名議員

署名議員